

# 小規模多機能型居宅介護事業所西会津しょうぶ苑 料金表(1割負担)

令和8年3月1日現在  
利用料金(1ヶ月当たり)

(介護予防)小規模多機能型居宅介護費								その他の費用			月 額	
基本	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	看護職員配置加算(Ⅱ)	認知症加算(該当者)	総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	特別地域加算	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	食事代			宿泊費	1週のご利用につき、 通い3回・泊まり1回 (2食)の場合	
							朝食	昼食	夕食			
要支援1	3,450	350			800	518	747	400	600	500	2,150	25,265 円程度
要支援2	6,972	350			800	1,046	1,339	400	600	500	2,150	29,907 円程度
要介護1	10,458	350	700	760	800	1,569	2,137	400	600	500	2,150	36,174 円程度
要介護2	15,370	350	700	760	800	2,306	2,962	400	600	500	2,150	42,648 円程度
要介護3	22,359	350	700	760	800	3,354	4,135	400	600	500	2,150	51,858 円程度
要介護4	24,677	350	700	760	800	3,702	4,524	400	600	500	2,150	54,913 円程度
要介護5	27,209	350	700	760	800	4,081	4,949	400	600	500	2,150	58,249 円程度

※ 認知症加算について、該当者のうち要介護2の方はADL(日常生活動作)の段階により460円となる場合があります。

※ 特別地域加算として厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合、基本報酬(サービス費)に15%乗じた金額を算定します。

※ 介護職員等処遇改善加算 計算式

サービス費総額【単価】×146/1,000=介護職員等処遇改善加算【単価】(小数点以下四捨五入)

(例)要介護2 ( 15,370 + 350 + 700 + 760 + 800 + 2,306 ) × 146/1,000 = 2,961.756

なお、利用日数により介護職員等処遇改善加算の単位は変動します。

※ おむつ(利用者の必要に応じて)は、持って来て頂く事となります。

※ 初期加算:30円/日(30日以内の期間) 本事業所に登録した日から、または、30日を超える入院後に利用を再開した場合。

※ テレビ等の個人用の電気製品を使用の場合、下記に定めた金額を徴収します。

なお、下記項目以外の場合は、応相談とさせていただきます。

	項目	単価
電気代	コタツ	120円/1日
	テレビ	80円/1日
	電気毛布・加湿器・除湿器	40円/1日
	パソコン・携帯電話・タブレット	30円/1日
	電気あんか	10円/1日

※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。

その場合は一旦ご利用日数に1日あたりの料金を乗じた金額を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。

サービス提供証明書を、後日、市町村の窓口に提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

# 小規模多機能型居宅介護事業所西会津しょうぶ苑 料金表(2割負担)

令和8年3月1日現在  
利用料金(1ヶ月当たり)

(介護予防)小規模多機能型居宅介護費								その他の費用			月 額	
基本	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	看護職員配置加算(Ⅱ)	認知症加算(該当者)	総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	特別地域加算	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	食事代			宿泊費	1週のご利用につき、 通い3回・泊まり1回 (2食)の場合	
							朝食	昼食	夕食			
要支援1	6,900	700			1,600	1,035	1,494	400	600	500	2,150	31,129 円程度
要支援2	13,944	700			1,600	2,092	2,677	400	600	500	2,150	40,413 円程度
要介護1	20,916	700	1,400	1,520	1,600	3,137	4,274	400	600	500	2,150	52,947 円程度
要介護2	30,740	700	1,400	1,520	1,600	4,611	5,923	400	600	500	2,150	65,894 円程度
要介護3	44,718	700	1,400	1,520	1,600	6,708	8,270	400	600	500	2,150	84,316 円程度
要介護4	49,354	700	1,400	1,520	1,600	7,403	9,049	400	600	500	2,150	90,426 円程度
要介護5	54,418	700	1,400	1,520	1,600	8,163	9,899	400	600	500	2,150	97,100 円程度

※ 認知症加算について、該当者のうち要介護2の方はADL(日常生活動作)の段階により920円となる場合があります。

※ 特別地域加算として厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合、基本報酬(サービス費)に15%乗じた金額を算定します。

※ 介護職員等処遇改善加算 計算式

サービス費総額【単価】×146/1,000=介護職員等処遇改善加算【単価】(小数点以下四捨五入)

(例)要介護2 ( 30,740 + 700 + 1,400 + 1,520 + 1,600 + 4,611 ) × 146/1,000 = 5,923.366

なお、利用日数により介護職員等処遇改善加算の単位は変動します。

※ おむつ(利用者の必要に応じて)は、持って来て頂く事となります。

※ 初期加算:60円/日(30日以内の期間) 本事業所に登録した日から、または、30日を超える入院後に利用を再開した場合。

※ テレビ等の個人用の電気製品を使用の場合、下記に定めた金額を徴収します。

なお、下記項目以外の場合は、応相談とさせていただきます。

	項目	単価
電気代	コタツ	120円/1日
	テレビ	80円/1日
	電気毛布・加湿器・除湿器	40円/1日
	パソコン・携帯電話・タブレット	30円/1日
	電気あんか	10円/1日

※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。

その場合は一旦ご利用日数に1日あたりの料金を乗じた金額を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。

サービス提供証明書を、後日、市町村の窓口へ提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

# 小規模多機能型居宅介護事業所西会津しょうぶ苑 料金表(3割負担)

令和8年3月1日現在  
利用料金(1ヶ月当たり)

(介護予防)小規模多機能型居宅介護費								その他の費用			月 額	
基本		サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	看護職員配置加算(Ⅱ)	認知症加算(該当者)	総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	特別地域加算	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	食事代			宿泊費	1週のご利用につき、 通い3回・泊まり1回 (2食)の場合
								朝食	昼食	夕食		
要支援1	10,350	1,050			2,400	1,553	2,242	400	600	500	2,150	36,995 円程度
要支援2	20,916	1,050			2,400	3,137	4,015	400	600	500	2,150	50,918 円程度
要介護1	31,374	1,050	2,100	2,280	2,400	4,706	6,411	400	600	500	2,150	69,721 円程度
要介護2	46,110	1,050	2,100	2,280	2,400	6,917	8,885	400	600	500	2,150	89,142 円程度
要介護3	67,077	1,050	2,100	2,280	2,400	10,062	12,405	400	600	500	2,150	116,774 円程度
要介護4	74,031	1,050	2,100	2,280	2,400	11,105	13,573	400	600	500	2,150	125,939 円程度
要介護5	81,627	1,050	2,100	2,280	2,400	12,244	14,848	400	600	500	2,150	135,949 円程度

※ 認知症加算について、該当者のうち要介護2の方はADL(日常生活動作)の段階により1,380円となる場合があります。

※ 特別地域加算として厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合、基本報酬(サービス費)に15%乗じた金額を算定します。

※ 介護職員等処遇改善加算 計算式

サービス費総額【単価】×146/1,000=介護職員等処遇改善加算【単価】(小数点以下四捨五入)

(例)要介護2 ( 46,110 + 1,050 + 2,100 + 2,280 + 2,400 + 6,917 ) × 146/1,000 = 8,885.122

なお、利用日数により介護職員等処遇改善加算の単位は変動します。

※ おむつ(利用者の必要に応じて)は、持って来て頂く事となります。

※ 初期加算:90円/日(30日以内の期間) 本事業所に登録した日から、または、30日を超える入院後に利用を再開した場合。

※ テレビ等の個人用の電気製品を使用の場合、下記に定めた金額を徴収します。

なお、下記項目以外の場合は、応相談とさせていただきます。

	項目	単価
電気代	コタツ	120円/1日
	テレビ	80円/1日
	電気毛布・加湿器・除湿器	40円/1日
	パソコン・携帯電話・タブレット	30円/1日
	電気あんか	10円/1日

※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。

その場合は一旦ご利用日数に1日あたりの料金を乗じた金額を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。

サービス提供証明書を、後日、市町村の窓口に提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。